

香川県報



第 85 号

平成 17 年

10月28日(金曜日)

目次

告 示

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

○新たに生じた土地を確認した旨の届出	（自治振興課）	一
○町及び字の区域に編入する旨の届出	（ " " ）	二
●香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程	（みどり整備課）	二
○特定鳥獣保護管理計画の策定	（みどり保全課）	二
○特定鳥獣の狩猟期間の延長	（ " " ）	三
○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	三
○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	（ " " ）	三
○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（ " " ）	三
○身体障害者福祉法の規定による事業者の指定	（障害福祉課）	三
○知的障害者福祉法の規定による事業者の指定	（ " " ）	三
○児童福祉法の規定による事業者の指定	（ " " ）	三
○家畜伝染病予防法の規定による受検の命令	（畜産課）	四
○家畜伝染病予防法の規定による報告の徴求	（ " " ）	四
○河川区域の廃止による廃川敷地等の発生（二件）	（河川砂防課）	四
公 告		
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	（県民参画課）	五
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	（ " " ）	五
○一般競争入札の実施	（県立病院課）	七
○落札者等の公示	（ " " ）	七
○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告	（経営支援課）	八
○土地改良事業の適否決定（四件）	（土地改良課）	八

- 土地改良事業の認可（二件）
 - 土地改良事業の同意
 - 土地改良区の役員就任の届出（二件）
 - 土地改良区の役員退任の届出
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定
 - 公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の名称の変更

告 示

●香川県告示第六百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、さぬき市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、さぬき市長から届出があった。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
さぬき市鴨庄字新開六四九の五及び鴨庄字西新開八二四の一、四六一二の一の地先の公有水面埋立地	一三、一二七・一九平方メートル
二四の一、四六一二の一の地先の公有水面埋立地	トル

●香川県告示第六百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、さぬき市長から届出があった。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
さぬき市鴨庄字新開	さぬき市鴨庄字新開六四九の五及び鴨庄字西新開八二四の一、四六一二の一の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第六百六十八号

香川県造林事業補助金交付規程（昭和三十六年香川県告示第四百八十七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第二条第三項ただし書中「及び伐採木」を「伐採木」に改め、「伴う事業」の下に「及び人工林等に侵入してきた竹の除去又は竹林跡地で行う人工造林にかかる事業」を加える。

附 則

この規程は、平成十七年十月二十八日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成十七年度分の補助金から適用する。

●香川県告示第六百六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定に基づき、香川県イノシシ適正管理計画を策定したので、同条第七項において準用する同法第四条第四項の規定により告示する。

なお、当該計画書は、香川県環境森林部みどり保全課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第六百七十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 狩猟期間を延長する特定鳥獣の種類

イノシシ

二 狩猟期間を延長する区域

香川県全域

三 延長する狩猟期間

香川県イノシシ適正管理計画の期間（平成十七年十一月一日から平成十九年三月三十

日まで）内において、毎年二月十六日から三月十五日まで

●香川県告示第六百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成一七、一〇、一	松本歯科診療所	綾歌郡国分寺町新居一〇九一番地一

●香川県告示第六百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、三、三一	介護老人保健施設 わたつみ苑 観音寺市豊浜町姫浜一六〇番地一	豊浜町 観音寺市豊浜町和田浜一五三一番地	介護老人保健施設 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 居宅介護支援事業
平成一七、九、二五	塩江町老人介護支援センター 高松市塩江町安原上東九九番地一	塩江町 高松市塩江町安原下第二号一六四五番地	
平成一七、九、二五	社会福祉法人塩江町社会福祉協議会 高松市塩江町安原上東九九番地一	社会福祉法人塩江町社会福祉協議会 高松市塩江町安原上東三九四番地二	訪問介護

●香川県告示第六百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、四、一	三豊総合病院組合 介護老人保健施設 わたつみ苑 観音寺市豊浜町姫 浜一二六〇番地一	三豊総合病院組合 観音寺市豊浜町姫 浜七〇八番地	通所リハビリテーシ ョン 短期入所療養介護 介護老人保健施設

●香川県告示第六百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一三〇一 一六	りぶりー介護サ一 ビス 丸亀市土器町東五 丁目五二九番地	有限会社りぶりー 丸亀市土器町東五 丁目五二九番地	平成十七年 十月十七日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第六百七十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇一三〇一 一五	りぶりー介護サ一 ビス 丸亀市土器町東五 丁目五二九番地	有限会社りぶりー 丸亀市土器町東五 丁目五二九番地	平成十七年 十月十七日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第六百七十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一三〇一 一四	りぶりー介護サ一 ビス 丸亀市土器町東五 丁目五二九番地	有限会社りぶりー 丸亀市土器町東五 丁目五二九番地	平成十七年 十月十七日	児童居宅介護

●香川県告示第六百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 実施の目的
香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 二 実施する区域

香川県全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 対象家畜 鶏(採卵鶏に限る)

2 実施範囲 県内の千羽以上飼養する養鶏農場

四 実施の期日

平成十七年十一月一日から別に通知するまでとする。

五 検査の方法

少なくとも一年に一回。

血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)及びその他必要な検査。

●香川県告示第六百七十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十二条第一項の規定により、報告を求めらる。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

二 報告すべき者

飼養羽数が千羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者

三 報告すべき事項

農場について月曜日から日曜日までの

①飼養羽数

②死亡羽数

③高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無の状況

四 報告書の提出期限

翌月の五日までに一月分をまとめて報告する。

五 その他必要な事項

①高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告する。

②提出先は所轄家畜保健衛生所とする。

③本告示が適用される期間は、別に通知するまでとする。

●香川県告示第六百七十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県中讃土木事務所管理課において縦覧に供する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 河川の名称

二級河川大東川水系中大東川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年十月二十八日

三 廃川敷地等の位置

丸亀市綾歌町栗熊西字古川一六二七番一地先外

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 七七八・二一平方メートル

●香川県告示第六百八十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所管理課において縦覧に供する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 河川の名称

二級河川本津川水系本津川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年十月二十八日

三 廃川敷地等の位置

高松市御厩町字原引一六四七番一六、同一六四八番四、同一六四九番二

四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 七・四五平方メートル

公 告

●香川県公告第五百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年十二月五日まで縦覧に供する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日
平成十七年十月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人共生ネットワーク
小西 公彦

坂出市川津町二四五六番地六

三 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・「障害」者・在日外国人に対する介護・支援事業を行い、ともに生きる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

●香川県公告第五百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年十二月四日まで縦覧に供する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年十月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人地域は家族・コミュニケーション
高木 明美

丸亀市中府町一丁目四番二十三号

三 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる人を対象にして、人間どおしの豊かなコミュニケーションの創造に関する事業を行い、みんなが協力し合えるような地域社会づくりに寄与することを目的とする。

●香川県公告第五百九十三号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 購入物品名及び数量 CRシステム 一式

2 購入物品の要求諸元 仕様書による。

3 納入場所 香川県立白鳥病院

4 納入期限 平成十八年三月三十一日

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所等 (入札説明書の交付等)

1 入札説明書の交付

平成十七年十月二十八日から平成十七年十一月八日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前八時三十分から午後五時)

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七―八三二―三三二〇 FAX〇八七―八六二―〇〇五九

2 入札説明会の日時及び場所

平成十七年十一月八日 午後二時 香川県立白鳥病院五階会議室

3 現場下見の日時及び場所

平成十七年十一月八日 午後三時 香川県立白鳥病院

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、平成十七年十一月十一日正午までに、三の1に示した場所等に対し文書で行うこと。(文書はFAXでも可とする。)

回答は、平成十七年十一月十七日から平成十七年十二月八日まで(休日を除く午前八時三十分から午後五時まで) 香川県健康福祉部県立病院課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十七年十二月二十六日 午後二時 香川県庁本館一二階第五会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第ニ条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。(郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十七年十二月二十二日午後五時までとする。)

七 入札保証金及び契約保証金

規則第百五十二條各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十七年十二月八日午後三時までに入札又は契約保証金減免申請書を香川県健康福祉部県立

病院課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年十二月八日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第三十九条第一項の規定に基づく医療用具の販売業の許可を受けた者であること。

6 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

7 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

8 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の5、6、7及び8の要件を満たすことを証明する書類を平成十七年十二月八日午後三時までに、三の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十七年十二月二十日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知及び公表に關する要綱に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三の1に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- 2 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

十六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased : Computed Radiography System, 1 set
- 2 Time—limit for tender : 2:00 p.m., December 26, 2005(By mail, tenders

must be submitted by 5:00 p.m., December 22, 2005)

3 Contact point for the notice : Prefectural Hospitals Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10,Bancho, Takamatsu-shi,Kagawa-ken,Japan 760-8570. TEL 087-832-3310

4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

●香川県公告第五百九十四号

特定調達契約に關する香川県会計規則の特例に關する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に關する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 迅速検査システム 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十七年九月十六日

五 落札者の氏名及び住所 四国医療器株式会社 高松市錦町一丁目十一番十一号

六 落札金額 五三、二三五、〇〇〇円
(消費税及び地方消費税二、五三五、〇〇〇円を含む。)

七 入札公告日 平成十七年七月二十二日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六〇—八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部 立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七—八三二—三三二〇

●香川県公告第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

<p>事業主体 葛箆野地区共同施行</p>	<p>土地改良事業名 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛箆野地区</p>	<p>縦覧場所 琴南町建設経済課</p>
<p>一 意見の対象となった届出に係る公告 平成十七年香川県公告第三百六十六号</p> <p>二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド丸亀店 丸亀市田村町字池の下九一九番地一ほか</p> <p>三 法第八条第一項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要 1 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十一年通商産業省告示第三百七十五号）に留意した店舗運営を行うこと。 2 周辺地域の生活環境の保持の観点から、本市関係各課との協議、及び地元自治会からの要請書により検討された事項について、誠意を持って対応し、合理的かつ確実な措置を講じること。</p> <p>四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし</p> <p>五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 1 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課 2 縦覧期間 平成十七年十月二十八日（金曜日）から同年十一月二十八日（月曜日）まで</p> <p>●香川県公告第五百九十六号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十月七日適当と決定した。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。 平成十七年十月二十八日 香川県知事 真 鍋 武 紀</p>		
<p>土地改良区名 葛箆野地区</p>	<p>土地改良事業名 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）前の川地区</p>	<p>縦覧場所 〃</p>
<p>●香川県公告第五百九十七号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、平池土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業西久保地区）を行うことについて平成十七年十月十一日適当と決定した。 その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年十一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。 平成十七年十月二十八日 香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>●香川県公告第五百九十八号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市古高松土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業南谷二号地区）を行うことについて平成十七年十月十四日適当と決定した。 その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年十一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。 平成十七年十月二十八日 香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>●香川県公告第五百九十九号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十月十四日適当と決定した。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。 平成十七年十月二十八日 香川県知事 真 鍋 武 紀</p>		
<p>土地改良区名</p>	<p>土地改良事業名</p>	<p>縦覧場所</p>

観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	北峯地区	観音寺市経済部土地改良課
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	中原原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	宝殿地区	〃
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	岡西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）	大地田地区	〃
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水機整備事業）	東川北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	坂本地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	余茂田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井整備事業）	三本松地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井整備事業）	古川地区	〃

●香川県公告第六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十月七日認可した。

平成十七年十月二十八日

土地改良区名	土地改良事業名	香川県知事 真 鍋 武 紀
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	赤尾地区
坂出市林田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	中川原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	立石地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	番屋前地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	東梶北地区

●香川県公告第六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市林地区土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業中林地区）を行うことについて平成十七年十月十四日認可した。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、仁尾町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（畑かん改修事業）仁尾地区）を行うことについて平成十七年十月十二日同意した。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、木田郡牟礼町土地改良区から役員（の）の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日	役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
一 退任した役員	秋山 清	木田郡牟礼町大字牟礼三三〇三番地	平成一七、八、二五	理事	秋山 清	木田郡牟礼町大字牟礼三三〇三番地	平成一七、八、二六
	太田 一男	三六二一番地			太田 一男	三六二一番地	
	藤井 順二	大字大町一五二八番地二二			藤井 順二	大字大町一五二八番地二二	
	幸野 功	大字原五二七番地			幸野 龜雄	一六八三番地一	
	幸野 龜雄	一六八三番地一			三谷 幸雄	四四七番地一	
	中筋 辰三	一七三六番地二			中村 浩二	大字牟礼二一五四番地一	
	池田 孝	大字牟礼三三三五番地			八十岡 清	四三五番地	
	牟禮 正男	五四七番地			久保 榮雄	二〇〇五番地	
	久保 榮雄	二〇〇五番地			島本 隆	二八〇〇番地一	
	島本 隆	二八〇〇番地一			湊 良一	大字原二三番地	
	湊 良一	大字原二三番地			牟禮 熙	大字大町一二四三番地	
	牟禮 熙	大字大町一二四三番地			松原 政行	大字牟礼一二一番地	
	岡 爲夫	大字牟礼一二一八番地二			伏見 良造	三〇五九番地一	
	伏見 良造	三〇五九番地一			小島 毅	二四九六番地一	
	小島 毅	二四九六番地一			香川 正弘	大字原一二二三番地四	
	香川 正弘	大字原一二二三番地四			那須 俊升	大字大町七六五番地	
	織田 芳久	大字大町四五九番地三			織田 健一	二八九番地一	
	織田 健一	二八九番地一			牟禮 幸雄	九四六番地一	
	牟禮 幸雄	九四六番地一			入谷 春夫	大字牟礼一二六九番地二	
	入谷 春夫	大字牟礼一二六九番地二			松原 政則	三三一番地	
監事	松原 政則	三三一番地		監事	岡中 正好	大字原一五四七番地一	
	谷本 俊隆	大字原一九二七番地			時岡 博美	大字大町一九七五番地二	
	時岡 博美	大字大町一九七五番地二			山田 広利	大字牟礼三二二八番地七	
	山田 広利	大字牟礼三二二八番地七					
二 就任した役員							

●香川県公告第六百四号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、坂出市鎌田池土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類 氏名 住 所 退任年月日

理事 久保田明男 坂出市福江町三丁目三番三八号 平成一七、一〇、九

〃 前田 準一 〃 笠指町七番一七号 〃

二 就任した役員

役員の種類 氏名 住 所 就任年月日

理事 山西 寛一 坂出市笠指町六番一四号 平成一七、一〇、一〇

〃 山本 功 〃 福江町三丁目三番三号 〃

●香川県公告第六百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、多度津町土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住 所 退任年月日

理事 土田 潔 仲多度郡多度津町大字道福寺一〇番地 平成一七、九、二二

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第九十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第一号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十七年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	特別養護老人ホーム法寿苑	所 在 地	高松市木太町三三〇八	指 定 年 月 日	平成十七年十月二十一日
-----	--------------	-------	------------	-----------	-------------

●香川県選挙管理委員会告示第九十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となっている病院について、次のとおりその名称の変更があった。

平成十七年十月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	新	旧	所 在 地
	高松市国民健康保険 塩江病院	塩江町国民健康保険 塩江病院	

平成十七年十月二十八日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています